

平成29年2月22日

会員各位

美しい多摩川フォーラム事務局

平成28年度 第2回 三部会合同部会

◆ 2月22日(水)、美しい多摩川フォーラムの平成28年度 第2回 三部会合同部会が開催されました。概要は下記のとおりです。

- ・開催日時：平成29年2月22日(水) 15時～16時半
- ・開催場所：立川グランドホテル 3F サンマルコ
- ・出席者：副会長、部会長、副部会長、運営委員、アドバイザー、会員等

◎ 三部会合同部会の概要

1. 開会
2. 部会長挨拶
3. 講話

テーマ：「土砂災害対策事業～土砂災害防止法に基づく区域の指定～」

講師：東京都 南多摩西部建設事務所 工事課 河川設計担当

主事 瀬瀬 光 様

4. 経過報告 ※はビデオ放映

- (1) 第8回・美しい多摩川クリーンキャンペーン開催
(11/12、11/19 雨天中止、11/26) 【資料1】 ※
- (2) 第9回・多摩川子ども環境シンポジウム開催 (12/10) 【資料2】
- (3) 平成29年度事業計画骨子・同予算(事務方素案) (1/26 運営委員会) 【資料3】
- (4) 東北復興支援シンポジウム～桜が紡ぐ東北の未来～ (3/11) 【資料4】
- (5) 第8回・桜ウォーキングと桜守学校開催 (3/30) 【資料5】
- (6) 多摩川夢の桜街道～桜の札所巡り事業
 - ① 4/8：第8回“美しき桜心の物語”の語り会(日の出町・寶光寺、語り部・平野啓子副会長) 【資料6】
 - ② 4/5：羽村取水堰と玉川上水～福生多摩川堤防、美しい多摩川フォーラム、羽村市、福生市、リビング多摩、大谷桜守、田村酒造場
 - ③ 4/12：高尾・多摩森林科学園～南浅川桜並木と陵南公園、美しい多摩川フォーラム、京王電鉄、リビング多摩、大谷桜守、多摩森林科学園
- (7) 東北・夢の桜街道～桜の札所巡り事業(東北・夢の桜街道推進協議会)

①4/15：第6回“美しき桜心の物語”の語り会（四十番・山形県月岡公園・語り部・平野啓子副会長）【資料7】

5. 意見交換

- (1) 平成29年度事業計画・同予算（案）について【資料8】
- (2) 設立10周年記念事業について【資料8】
- (3) その他

6. 部会長総括

7. 閉会

1. 開会（初参加者紹介および資料確認）

（事務局）

定刻になりましたので、美しい多摩川フォーラム平成28年度第2回三部会合同部会を始めさせて頂きたいと思っております。本日はじめて部会にご出席される方をご紹介いたします。

（羽村市 産業環境部 産業振興課 商工観光係 主事 小作 聡一 様）

小作と申します。昨年4月に産業環境部に配属となり、もうじき1年となります。多摩川フォーラムの部会に参加するのは初めてで、分からないことも多々ありますが、勉強させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（一般社団法人大多摩観光連盟 専務理事 野崎 隆晴 様）

野崎と申します。大多摩観光連盟の活動エリアは西多摩8市町村、山梨県丹波山村、小菅村の10市町村です。去年11月1日に現職に就いたばかりで不馴れなことも多々ありますが、今後ともよろしくお願いいたします。

（京王電鉄株式会社 広報部 主任事務員 組澤 伊浩 様）

組澤と申します。広報部に異動して半年になります。京王電鉄は多摩川と縁が深いのですが、私自身も日野市の出身で、実家は多摩川の土手から100mも離れていない場所で、子どもの頃は常に多摩川を遊び場にしていました。この会に関われることを光栄に思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

2. 部会長挨拶

（平野部会長）

今日は、お忙しい中をお集まりいただき、誠に有り難うございます。私は、この会が設立されてから3年目に入会し、今に至ります。来年度は10周年を迎え、様々な記念事業を行うことになっていますが、100年プランのうちの10年目

ですので、上手く通過していきたいという想いでいます。皆さまのお力をいただきながら、盛り上げていければと思います。そしてこの会は、ゆるく繋がっている会でもあります。それぞれのメンバーが、密着することなく、ゆるく繋がって離れていかない関係です。繋がった糸を、もっともっと長く、100年後まで続けていけるようにしたいと思いますので、お力添えをお願いします。今日は皆さまからの忌憚のないご意見を賜りたいと思いますし、貴重な講話も予定されていますので、よろしくお願ひいたします。

(渡邊部会長)

こんにちは。平成28年度の部会は、今回で最後となります。私は環境清流部会の部会長を務めています。平成28年度の環境清流部会の事業は3つあり、「多摩川一斉水質調査」、「美しい多摩川クリーンキャンペーン」、「多摩川“水”大学講座」ですが、全て無事終了いたしました。この中で、私が主に担当しているのが「多摩川一斉水質調査」です。今年度で第9回目となりました。これまでに多摩川の上流～下流75地点について、化学的酸素要求量(COD)、電気伝導率、硝酸態窒素、リン酸態リン、濁度、色度を、簡易な測定キットを用いて測定してきました。これらの結果については、多摩川フォーラムのホームページで公開しておりますので、ぜひご覧ください。時々、市民の皆さんから、このような水質調査にどのような意味があるのか、何か役に立っているのかというご質問をいただきます。そういう観点から、私なりに目的を考えました。人間にとって水は、生きていくためになくてはならない、重要な物質です。その水は、家庭の蛇口から簡単に得ることができます。しかしこの水は、東京都の場合、多摩川や利根川、荒川等の大きな川から浄水場を通して各家庭に配られています。よって、地下水を利用している昭島や羽村を除き、ほとんどの区市町村は、川から水を摂取しています。ですから我々は、命の水を大切にしていかなければなりませんし、川の水質について、理解する必要があります。そこで年に1度、環境月間の6月第1週日曜日に川へ出かけ、水量や汚れ、匂い、石に付着したコケの状態、魚の有無をチェックし、CODで水質を測定し、川を考えるきっかけを作ることが大切です。そのため、全国で市民による川の水質調査が行われるのです。今後も、ずっと続けていきたいと思ひます。

3. 講話

(事務局)

今日は、「土砂災害対策事業～土砂災害防止法に基づく区域の指定～」というテーマで、講師に東京都南多摩西部建設事務所工事課河川設計総括担当主事の瀬瀬光(こうけつ ひかる)様をお迎えし、お話をいただきます。フォーラム会員の皆

様には、流域の市民と行政が一体となった河川整備に関する現状認識や問題意識を高めていただけたら有り難いと存じます。

ここで、瀬瀬光様のプロフィールをご紹介します。瀬瀬様は、平成25年度に東京都に入都され、現在は東京都南多摩西部建設事務所の工事課にて河川設計総括担当に所属しております。なお、本日は課長代理の松浦伸明様にご同席いただいております。前方のスクリーンにパワーポイントの画像が映し出されますので、ご覧ください。それではよろしく願いいたします。

(瀬瀬様)

東京都南多摩西部建設事務所の工事課河川設計担当の瀬瀬と申します。土砂災害対策事業、土砂災害防止法に基づく区域指定業務という表題で発表を始めさせていただきます。

本日は東京都が行っている土砂災害対策事業の中で特に土砂災害防止法についての業務を中心に説明させていただきます。

本日の発表の流れです。まず、そもそも南多摩西部建設事務所について、さらに表題の土砂災害対策事業について都の中での位置づけを説明した後に、都内の実際の土砂災害の事例について、お話しした後に、本題であります、土砂災害防止法についての説明を行います。

さらに南西建の業務であるこの法律に基づく区域指定までの流れについてと具体的に区域指定される範囲、そして指定前に行う説明会についてお話しします。最後に区域指定された後にどういった義務や規制があり、どのような取り組みが行われるかについて説明して終わりにしたいと思います。

南多摩西部建設事務所について

まず、わたしの所属している事務所について説明します。南多摩西部建設事務所は東京都建設局の出先の事務所であり、よく省略して南西建と呼んでおります。

この事務所では、道路では都道29路線と国道1路線、また河川では18河川の整備と維持を主な業務として行っております。さらに、この中で工事課では、道路や橋の建設、河川の整備・維持・補修について、設計と工事の発注及び施工の監督を行っている部署となっております。

さらに、この中でわたしは河川設計担当という担当に所属しております。名前の通り河川の設計を担当してはいるのですが、実は、今回の表題に有ります、土砂災害対策事業について特に担当しております。

都における本事業の位置づけ

道路と河川の整備を行っているのに何故これに加えて土砂災害対策事業を行っているの？と思われる方もいるかと思えます。

南西建のいわゆる上の組織であります、建設局河川部でも同様に、土砂災害対策について担当しております。こちらの建設局の河川部が行っている事業として、上から河川の管理と活用、そしてこうした多摩河川や低地河川の整備を行っているのは皆さんご存知かもしれません。この他に、伊豆大島や小笠原などの島しょの海岸の整備を行っている他に、土砂災害対策というのも以前から行っておりまして、砂防堰堤、土砂をせき止めるダムやがけ崩れから人家を守る法枠の整備というのも行っておりました。

都内の土砂災害の事例

東京都で実際に土砂災害って起きているの？と思われる方もいるかと思えます。実際に東京都内でも度々起きております。

まず、左の八王子市の事例ですが、こちらは平成20年8月に発生した大雨により、山の中でがけ崩れが発生し土石流として流下したものが、写真のように家屋や車を押し流し、道路を途絶させました。

この時には1時間あたり70～90mmという猛烈な雨が降っておりまして、この事例以外にも、この雨により八王子市内ではがけ崩れや発生しました。

また、右の事例は今年度に板橋区で起きた事例で、降雨状況は1時間当たり40mmほどで、左の八王子の場合よりは降り方としては弱いのですが、このように擁壁の上の自然斜面の土砂が崩れ、家屋を圧迫しているのが分かります。

このように土砂災害というのは都内でも起きる可能性は高く、急な雨の降り方をする昨今は特に注意が必要な災害と言えます。

土砂災害の種類

ひと口に土砂災害といっても三種類に分けられます。上から、がけ崩れや土石流、地すべりというのですが、その三つの土砂災害それぞれがどのようなものなのかについて説明します。

一つ目が先程からがけ崩れと言っている急傾斜地の崩壊は、急な斜面が突然崩れ落ちる現象で、大雨が降って雨水が土の中に染み込むと、土の抵抗力が弱くなり、更に雨が降り続くことで急激に斜面が崩れ落ちてしまう現象です。

二つ目の土石流は、大雨がふり、山から崩れた土や石が雨水と混ざって一気に流れ落ちる現象です。特に大雨に伴って起きやすく、斜面の土砂を削り、高速で流れ下る現象です。

三つ目の地すべりは、斜面の土砂がゆっくりと移動、または滑る現象ですが、

都では事例が少ないです。

土砂災害対策に関する法律

土砂災害対策に関する法律として、我々が業務を行う中で根拠法として取り扱っている法律は、大きくふたつの種類に分けられます。

一つはハード対策という実際に工事を行うための法律です。こちらの3つが砂防三法と呼ばれ、先ほど説明した3つの種類の土砂災害に対して具体的に対策工事を行うための法律です。

もう一つがソフト対策という実際に工事をしない形で土砂災害への対策を行う法律が有りまして、こちらが今回の表題に有ります、土砂災害防止法となっております。

土砂災害防止法について

この法律が制定されるきっかけとなった災害について説明します。平成11年6月29日に発生した広島災害と呼ばれる災害で、活発な梅雨前線による集中豪雨により、広島県広島市及び呉市において、一度に325箇所で土砂災害が発生し、24名もの命が失われました。

こちらがその当時の写真で、空中写真では斜面の上部から発生した土砂が家々をなぎ倒すように流れ下っているのがわかります。

被災者からの声

こうした災害に見舞われた被災者からはこんな声が寄せられました。

- ・そんな土砂災害が起きるような危険な土地だったのか、知らなかった。
- ・そのことを事前に知っていれば災害が起きる前に逃げるのが出来たのに…。
- ・そもそもなぜ行政はこうした危険な土地の開発を許したのか。
- ・あとは、土砂災害でいくらなんでも家が壊れるとは思っていなかった。

以上のような声が有ったことから、先程の法律が制定されました。

平成13年土砂災害防止法制定

こちらが土砂災害防止法の概要となっております。主要なところは追って詳しく説明をしますが、南西建では、この中の「土砂災害の恐れのある箇所の調査、土砂災害警戒区域等の指定」を行っております。

ここで、この法律の第1条の目的に注目してください。最初の「土砂災害から国民の生命と身体を保護する」というところです。他の法律ではよく「国民の生命と財産を守る」ということが書いてあるところなのですが、この法律では財産ではなくまず身体そして生命を優先しているというのが大きな特徴であります。

そして、このあとの「土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を明らかにする…」というのが、区域指定をするという南西建の業務となっております。

土砂災害の恐れのある箇所

南西建では土砂災害の恐れのある箇所の調査を行っていると話しましたが、だいたい東京都全体でそういった箇所がどのくらいあるかといいますと、こちらの地図の赤や青あるいは黄色の店で示されているところが土砂災害の恐れのある箇所であります。東京都全体で約15,000箇所と言われており、その多くは多摩部に集中しております。

南西建管内の指定状況

南西建管内で、そうした土砂災害の恐れのある箇所を調査し、これまでにどのくらいの数を区域指定しているのかについて説明します。

こちらの地図は南西建管内である八王子市と日野市を示しております。区域指定は複数の町を一つの地区ごとにまとめて、管内の西から指定を進めているところであります。黒っぽくなっているところが既に指定されているところで、これまで3,104箇所を区域指定しております。ちなみに、オレンジのところは今年度末に指定、緑のところは来年度末に指定予定の地区となっております。

では南西建が実際にどのような流れで指定をしているのかについて説明したいと思います。

区域指定までの流れ

土砂災害の恐れのある箇所について調査を行うことを基礎調査と呼びます。こちらの指定までの流れを見ていただくと、こうした航空写真などの地図情報からおおよそどのくらいの数の危険な箇所があるのかを調査します。これは既に実施済みで、この調査をもとに、南西建が現地調査を行い、区域を設定します。この調査は委託業者に行ってもらうのですが、その委託業者の判断だけで区域設定せずに全国統一の目で見ることが出来る専門機関に確認をしてもらいます。更に砂防学会の学者さんが区域を確認したのちに区域が決定します。

区域が決まったあとは市へ意見照会及び説明会を行った後に、公示という実際に法的効力が発生する区域指定につながっていきます。区域は公示図書という名前の冊子として南西建や市町村で閲覧可能となります。

それでは実際に具体的にどのようなところのどの範囲が指定されるかについて説明します。

区域指定される範囲

土砂災害の種類によって指定する条件が異なり、今回は急傾斜地の場合を説明します。図面は斜面を横から見た断面図となっております。区域というのは、黄色で示される土砂災害警戒区域と、赤で示される土砂災害特別警戒区域の二種類に分けられます。警戒区域は土砂災害が発生した場合に、その影響が及ぶと予想される区域で、通称イエローゾーンと呼んでおります。急傾斜地の場合は、斜面の勾配が30度以上かつ高さが5m以上の斜面と、斜面の上端から10m、下端から高さの2倍で最大50mの範囲が警戒区域、イエローゾーンとなります。

また、特別警戒区域、通称レッドゾーンは、イエローゾーンのなかにあつて、建物に損壊が生じ、生命身体に著しい危害が生ずる恐れのある区域であります。この範囲は一般的な木造の建物を破壊する力が及ぶ範囲を示しており、計算により算出して区域を設定しております。

この5m、30度という地形条件は、過去の土砂災害の事例の研究成果から判明したもので、人的な被害が出た災害を調べると、その9割以上がこの地形条件に当てはまる斜面で起きていることがわかっております。斜面の高さ5mといたしますと、横断歩道橋の高さが大体5mなので、この高さ以上の斜面が警戒区域に該当する可能性があることとなります。また、角度である斜度30度という写真のような斜度が30度とされているので、5m、30度という条件に合致する斜面は、思いのほか皆さんの身近にあるのかもしれない。

オルソ区域図

こちらが警戒区域と特別警戒区域を航空写真の上を示したもので、黄色い囲みが警戒区域、赤い囲みが特別警戒区域となっております。

区域図

先程の航空写真の上を示したそれぞれの区域は、このように地図上に拡大したものが有り、これを区域図とよんでおります。この区域図により、土砂災害防止法の定めに従って、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を指定します。

説明会について

こうした区域図などをもとに、区域指定前に地区ごとに説明会を実施します。この説明会は、土砂災害に備えるための住民への説明会であり、この土砂災害防止法とその区域について知ってもらうことで、災害発生時に命を守る行動をとるために、いかにして日ごろから備えてもらうことが目的となっております。南西建では、今年度に説明会を5回実施しております、こちらがその様子です。市の体育館を会場として実施しております。

説明会を実施と工夫

説明会では、法律と区域について説明を行うのですが、実際にはなかなかとっつきにくいところがあります。説明会でまず何を一番知ってほしいかというところ、身近に土砂災害で危険な場所があることを知ってほしいというところ。そのために、土砂災害に関心をもってもらう工夫として、説明会の会場に土砂災害事例のパネルを設置しました。展示したパネルは実際に都内で発生した土砂災害の写真を用いたもので、皆さん興味を持ってご覧になっておりました。

しかし、説明会後には、様々な方面からの質問が相次ぎまして、中には土砂災害よりも土地の資産価値に関心が向かい、価値の低下を気にされる方もおりました。

以上、指定までのお話しをしましたが、最後に、今度は指定後にどのようなことが起こるのかについて説明します。

区域指定後の義務と規制

区域指定後の義務と規制事項については、以下の通りです。

警戒避難体制の整備

東京都による警戒区域の指定を受け、市町村では、住民が避難する場合に備え、情報の収集・伝達、避難、救助と行った行為を円滑に実施できるように警戒避難体制の整備を行うこととなっております。

ハザードマップの作成

また、住民が日頃の備えをしやすいように、市町村では通称ハザードマップという防災図面を作成し、住民に配布、周知することとなります。この図面は八王子市のハザードマップでして、イエローゾーン、レッドゾーンの他、避難場所や緊急連絡先などを明示し、緊急時にはどのような避難を行うべきかに行った情報が網羅されたものとなっております。

不動産取引時の重要事項説明の義務化

警戒区域では、宅地・建物等を取引する際に、不動産取引に関する重要事項説明の対象となります。これは、新しくその土地に住む方にとっては、日頃の備えや緊急時の避難をするための非常に重要な情報となります。なお、宅地・建物の取引については、宅地建物取引士によって説明されることとなります。

建築物の構造規制

建築確認にあたっては、土砂災害防止法以前から、都の条例により、土砂に対

する建築指導がなされてきましたが、特別警戒区域では、南西建の基礎調査で得られた土砂の力や体積の高さをもとに、建築基準法に基づき、建築指導がなされます。これは建物を新たに建てたり、建て替えをする際に指導されるもので、現状存在する建物について、建て替えたり、補強等を行う義務はありません。

絵にありますように、一例として、建物の前面に鉄筋コンクリート製の擁壁を建てたり、あるいは建物の壁面自体を鉄筋コンクリートにするなどの指導が考えられます。

構造を補強したことにより効果が出た事例

実際に補強を行った事例を紹介します。写真では建物の前に鉄筋コンクリート製の擁壁を設置していることで、斜面からの土砂を受け止めていることがわかります。

特定開発行為の許可制

特別警戒区域では、特定の開発行為が許可制となります。宅地分譲や病院、福祉施設などの開発行為は危険な箇所を増加を抑制する観点から、図のような対策を施したモノに限って許可となります。

発表は以上です。本日は、土砂災害対策事業の内、土砂災害防止法について、さらにこの法律に基づく区域指定業務を中心に紹介を行いました。ご静聴いただき、有り難うございました。

(事務局)

有り難うございました。せっかくの機会ですので、ご質問のある方は挙手をお願いします。

(平野部会長)

土砂災害のための様々な事業の中で、遺品やお墓、無縁仏だった場合、どのようにされるのでしょうか。

(瀨瀬 様)

法律では、のり面の対策や堰堤を設置する工事を規定しているわけではないので、河川や道路でも、土地を買って事業を行う時には課題があり、堰堤やのり枠の設置に関しては、急傾斜地の事業があり、その場合は土地を買わずに、土地を持っている方の同意を取った上で事業を行うことがあり、お墓や無縁仏の場合はその人がいなかったり、戸籍や住民票もなかったりするので、我々は課題として

認識して策を講じています。

(平野部会長)

人間以外の生き物についてはどうなのでしょう。

(瀨瀨 様)

事業を行う中で、自然公園や自然都立公園に指定されているところだと、事前に環境省に申請し、環境に問題のないよう取り組んでいます。

(日野市 環境共生部 緑と清流課 課長 平 義彦 様)

ソフト面の土砂災害対策法のお話と、ハード面の急傾斜地崩落対策事業を行っていると思いますが、民有地でも山を持っている方は、東京都が支援をしてくれるので、急傾斜地のお話も少しご紹介いただけますでしょうか。

(東京都 南多摩西部建設事務所 工事課 課長代理 松浦 伸明 様)

今回説明させていただいた土砂災害防止法は、ソフト対策であり、本来東京都ではハード対策である砂防ダム斜面对策として、急傾斜地で崩壊があった場合、現地を確認し、土地所有者の同意をいただきながら、斜面对策を実施しております。南西建でも10カ所程度、今の事業としては4カ所くらい実施しております。20年8月豪雨の際、高尾駅の高尾山口や初沢の地域で斜面崩壊があり、現在その場所のハード対策をしております。日野市においても、地元から要望があれば、資産等のお話をさせていただきながら、斜面の対策をさせていただきたいと思っております。

(山崎教育文化副部会長)

東京都側の三沢川は整備されていてとても素敵なのですが、川崎市に入ったとたん、生き物が生息できないコンクリート3面張りになっています。ぜひ神奈川県や川崎市とも連携をとって事業を進めていただきたいと思います。

(事務局)

他にないようでしたら、瀨瀨様に今一度拍手をお願いします。なお、講師の瀨瀨様、課長代理の松浦様はご公務のため、このあと、ご退席されます。有り難うございました。

4. 経過報告（事務局）

経過報告に入ります。その前に、「多摩川の歌」の普及策の一環として、皆様に

もぜひ親しんでいただきたいということで、本日は「歌詞朗読バージョン」でお聞き下さい。。。。。

引き続き、経過報告の中から特に（１）番の活動につきましてビデオにまとめておりますので、入口のスクリーンをご覧ください。

— ビデオ放映 —

経過報告を続けます。

(1) 第8回・美しい多摩川クリーンキャンペーン開催

(11/12、11/19 雨天中止、11/26)【資料1】※

(事務局)

- ・【資料1】の6枚目をご覧ください。羽村市産業振興課商工観光係主事の小作様に一言お願いします。

(羽村市 産業振興課 商工観光係 主事 小作 様)

羽村市では、美しい多摩川クリーンキャンペーンと連携し、独自で多摩川の清掃活動を行いました。実施日は平成28年11月13日（日）8時～9時、場所は羽村堰付近の多摩川河川敷および遊歩道で実施しました。市内企業の方と役所メンバー合わせて72名で、約140キロのゴミを収集しました。自転車のゴミもあり、残念なことです、よりいっそうきれいな川になったのではないかと思います。この場所では、3月24日から羽村まつりやチューリップまつりが開催されますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

有り難うございました。続いて、狛江市の西村様からもご報告をお願いいたします。

(狛江市 西村 様)

狛江市では、今年度から市民の方を対象に、市内の一斉清掃を行いました。実施日は平成28年11月6日（日）9時～10時、参加者は1,432名で、約1トンのゴミを収集しました。今後も継続していきますので、よろしく願いいたします。

(3) 平成29年度事業計画骨子・同予算（事務方素案）(1/26 運営委員会)【資料3】

- ・【資料3】をご覧ください。1月26日の運営委員会において、第1号議案：

平成29年度事業計画骨子・同予算（事務方素案）が承認されましたが、そのあとの意見交換での内容を踏まえ、2点ほど大きな見直しをいたしました。後ほどご説明させていただきます。

(4) 東北復興支援シンポジウム～桜が紡ぐ東北の未来～ (3/11)【資料4】

- ・ 【資料4】をご覧ください。3月11日に渋谷の東京ウィメンズプラザで開催します。「津波そして桜」の上映をはじめ、当フォーラム名誉会長の篠塚様によるミニ講演や、細野会長がコーディネーターを務めるパネルディスカッションもごさいますので、ぜひ会場に足をお運びください。

(5) 第8回・桜ウォーキングと桜守学校開催 (3/30)【資料5】

- ・ 【資料5】をご覧ください。今春も「第8回桜ウォーキングと桜守学校」を都立小金井公園で開催します。3月1日に、後援の小金井市様のご協力により、小金井市報、フォーラムのホームページに実施内容を掲載し、募集案内を開始する予定です。

(6) 多摩川夢の桜街道～桜の札所巡り事業

①4/8：第8回“美しき桜心の物語”の語り会（日の出町・寶光寺、語り部・平野啓子副会長）【資料6】

- ・ 【資料6】をご覧ください。毎年多摩川流域の桜の札所にて開催しておりますが、今回は、日の出町の寶光寺で開催します。本件につきまして、平野副会長に一言お願いします。

(平野副会長)

今回で8回目になります。桜にちなんだ物語を披露し、心の交換ができれば良いと思います。珠玉の名文名作で美しい桜を語ることにより、桜を大切にすることを伝えることができれば良いと思います。数年前にははとバスさんがお客様を運んでくれたこともありましたが、地域活性化に繋がっているのではないかと思います。瀬戸内寂聴先生の「しだれ桜」は、男女の叶わぬ恋ではありますが、中に描かれている桜は、他にこれ以上の作品はなかなかないと思うくらいです。人の心や、哲学的なものも裏に含まれているので、多くの方から受け入れられている作品です。参加したことのない方は、一人でポツンと座って本を開いて朗読すると思われるかもしれませんが、そうではなく、語りかけていく世界ですので、一度ぜひご参加ください。

(事務局)

有り難うございました。次ページには桜のマップも添付しておりますので、この春は桜の札所を巡ってください。

②4/5: 羽村取水堰と玉川上水～福生多摩川堤防、美しい多摩川フォーラム、羽村市、福生市、リビング多摩、大谷桜守、田村酒造場

③4/12: 高尾・多摩森林科学園～南浅川桜並木と陵南公園、美しい多摩川フォーラム、京王電鉄、リビング多摩、大谷桜守、多摩森林科学園

(事務局)

- ・ ②のコースにご共催をいただき、③のコースに募集掲載のご協力をいただきませ、リビング多摩の石川編集長様に一言お願いします。

(サンケイリビング新聞社 多摩本部 編集長 石河 久美 様)

この桜ウォーキングは、毎年読者の皆さんが楽しみにして参加してくださいませ。今回も、羽村の堰コースと多摩森林科学園コースの2つを設定しました。3月15日の誌面に募集記事を掲載します。

(事務局)

有り難うございました。続いて、ガイドを務めてくださる大谷桜守からも一言お願いいたします。

(大谷桜守)

私自身も楽しみにしておりますので、ぜひ多くの方に声を掛けていただき、ご参加いただければと思います。

(事務局)

以上で、経過報告を終わります。なお、本日、席上配付資料の「多摩川酒蔵街道」号で行くお座敷列車の旅ですが、主催のJR東日本八王子支社にお聞きしたところ、先週の土曜日に予定どおり実施され、一人のキャンセルもなく、120名満席で大変好評とのことでした。本件につきまして、小澤運営委員より一言ご説明をお願いいたします。

(小澤酒造株式会社 取締役社長 小澤 順一郎 様)

私は酒造組合西多摩地区の支部長をしておりました関係で、酒蔵や日本酒をテーマにしたイベントに参画をさせていただいております。このお座敷列車号につ

いては、早々に満席になったそうで、楽しく電車に乗りながら、西多摩5歳のお酒を飲んでお帰りになりました。大変有り難い事です。またお世話になると思いますが、よろしく願いいたします。

(事務局)

有り難うございました。平野部会長、よろしく願いいたします。

(平野部会長)

事務局からの経過報告および当面の予定について、ご質問などありますか。

(山崎教育文化副部会長)

私どもでも、毎年3月11日の追憶と鎮魂を願って、灯籠流しを行っております。今年は1週間前倒しして3月4日(土)に開催します。1年目の参加者は2,500人、2年目は1,000人、3年目は800人、去年は250人と、年々風化しています。今年は100人くらいしか集まらないのではないかと思います。機会があれば出掛けて、風化させないように努めるのは大事ではないかと思います。場所は稲田堤、夕方5時から子どもたちに火遊びと夜遊びと水遊びをさせますので、ぜひお集まりください。

(平野部会長)

有り難うございました。お時間がある方は、ぜひ足をお運びください。また、3月11日の「東北復興支援シンポジウム」には、当フォーラムを作り上げた名誉会長もご出席され、その方々がどのように東北復興に想いを寄せていらっしゃるかを伺える良い機会だと思いますので、ぜひ足をお運びください。私も行く予定です。

それでは、本日の意見交換に入りたいと思います。はじめに事務局の方から説明してください。

5. 意見交換(部会長)

(1) 平成29年度事業計画・同予算(案)について【資料8】

(事務局)

始めに【資料3】をご覧ください。1月の運営委員会で平成29年度事業計画骨子・同予算(事務方素案)としてご承認いただいたところですが、実は10周年記念事業に関して、1月の運営委員会以降に大きな変更が2点あります。

まず1点目ですが、10周年記念誌の3,370,000円という金額が大きすぎるので、改めて内容の見直しを行ってほしいとのご意見を受け、事務局では記念

誌のページ数の見直しなどを行い、2,430,000円まで金額を引き下げました。

2点目ですが、11月の運営委員会や12月の三部会合同部会で、「ドローンを活用した多摩川の空撮」について、「クラウドファンディングにより資金調達をしてはどうか」との提案を受け、事務局ではこれにチャレンジする方向で、専門家であるクラウドファンディング担当のエリアマネージャーも含め、12月上旬からおよそ1ヵ月に亘り、詳細を詰めてまいりました。しかしながら、専門家から「今回の案件は、広く一般から資金を集めることが難しいスキームであり、最終的に目標金額を集めるのは難しいのではないか」とのアドバイスを受けました。一方、会員の皆さまの中に、「ドローンを活用した多摩川の空撮について、フォーラム会員に寄付を呼びかけてはどうか」とのご意見もあり、様々検討したのですが、そうすると、今度は記念事業寄付金との切り分けがあいまいになることから、事務局としては、最終的に今回のクラウドファンディングのチャレンジは見送ることとし、改めて会員の皆さまに記念事業寄付金によるご協力をお願いしたいと考えるに至りました。

なお、11月の運営委員会で、324,000円の予算では、「ドローンで空撮してビデオ化するにはあまりにも予算的に厳しいのではないか」とのご意見もありました。これにつきましては、事務局が見積りを業者に依頼したのが昨年7月のことであり、また、ドローンによる多摩川空撮の実施期間も2日以内という前提で見積りをお願いした経緯があるのですが、その後、ドローン需要の急拡大により、価格が急騰したほか、昨年11月から12月にかけて現地調査を行ったところ、最低でも3日かかることが判明しました。その後、業者と金額交渉を含む詳細を詰めた結果、810,000円という金額になりました。

【資料8】の2枚目をご覧ください。以上の点を踏まえ、10周年記念事業関連費用を纏めた資料になります。網掛け表示の事業が10周年記念事業として新たに資金負担が発生する案件になります。10周年記念事業費の合計は5,126,000円になります。これから、既存事業の見直し分として、2,626,000円を差し引くと、不足事業費は2,500,000円となります。

【資料8】の1枚目に戻ってください。平成29年度事業計画・同予算（案）について、まず、収入の部ですが、会費収入は2,000,000円を見込んでおります。寄付金として、青梅信用金庫様より8,000,000円、10周年記念事業寄付金として、さらに青梅信用金庫様より2,000,000円、会員の皆さまから10周年記念事業寄付金として500,000円、東急百貨店様より300,000円、青梅信用金庫様より「多摩川夢の桜街道応援定期積金」販売に伴う寄付金として100,000円、委託金として青梅市様より250,000円を予定しており、前期繰越金3,132,796円と合わせて合計では16,282,796円となります。

一方、支出の部ですが、総会等運営費として、4,190,000円、各種活動費として10,696,000円を計上しております。なお、東北・夢の桜街道運動として、例年同様、2,000,000円を計上しておりますが、これは東北復興支援事業として、東北・夢の桜街道推進協議会に拠出します。この結果、次期繰越金見込額は1,396,796円となり、合計では、16,282,796円となります。以上で説明を終わります。平野部会長、よろしくお願いします。

(平野部会長)

それでは、皆さん、ご質問やご意見がありましたら、お願いします。

(堤地域経済活性化副部会長)

厳しい財布事情は良くわかりました。提案ですが、来年度運営費の中の印刷費について、郵送をメールに変更したり、部会参加者にタブレットを配布したりしたらどうでしょうか。経産省では、ipadで資料を見てもらう、ペーパーレス化を図っています。不便がない範囲で、事務方の経費を切り詰めることを考えていただきたいです。

(平野部会長)

有り難うございました。事務局、代替案としていかがでしょうか。

(事務局)

貴重なご意見有り難うございます。今私どもが数年前から取り組んでいることは、総会後に年会費をお願いする際、会員の皆さまにメールアドレスの提供をお願いしていますが、1,500会員中300～400人分のメールアドレスしか集まっていません。運営委員会の案内については、原則メールで進めていますが、部会の案内になると、一部がメール、一部が郵送となり、事務が煩雑になってまいります。引き続き、ペーパーレス化に向けて努力を続けてまいります。一部資料については、スクリーンに映し出すなど、検討してまいります。

(平野部会長)

ペーパーレス化に向けて努力はされているということですね。他にご意見はございますか。ないようでしたら、次に進めます。なお、平成29年度事業計画・同予算(案)は、最終的には、総会提出議案を審議する3月14日開催の第3回運営委員会にて、最終決定されますことをお含みおきください。それでは、美しい多摩川フォーラム設立10周年記念事業(平成29年度)について、事務局から説明してください。

(2) 設立10周年記念事業について【資料8】

(事務局)

【資料8】の2枚目をご覧ください。10周年記念事業について纏めたものになります。前回ご出席されていない方もいらっしゃると思いますので、簡単にご説明させていただきます。

まず、経済軸では、「多摩川カヌー駅伝大会」への協力です。次に、多摩川夢の桜街道～桜の札所・八十八カ所の選定先等見直しについては、経年劣化の桜があることもあり、この際、八十八カ所の一部入れ替え等の見直しを行うものです。

環境軸では、美しい多摩川フォーラムの森（青梅）において、“桜”の記念植樹を行うイベントです。9月に実施する方向で、東京都農林水産振興財団様と調整を始めたところです。

教育・文化軸では、平野副会長とお弟子さんたちによる「多摩の物語」の語り会です。9月に実施する方向で、検討を始めたところです。

総合軸では、10周年記念シンポジウムを考えました。10年間の実践活動を総括し、今後10年間の展望した内容で検討しています。7月29日に、昭島市のフォレスト・イン昭和館で開催を計画しております。

10周年記念誌発行ですが、発足前後より10年間の足跡を冊子化すると共に、公式ホームページにも掲載したいと考えています。

100年プラン・パンフレットの改訂版発行についてですが、10周年記念を踏まえたものとし、さらに、前回発行時以降、フォーラムの事業活動が進化・発展しているため、実態に合わせてリニューアルしたいと考えています。

シンボルマークの制作ですが、10周年を機に新たに制作し、今後のフォーラム活動に活用できればと考えています。

ドローンを活用した多摩川の空撮ですが、桜が咲き誇る春に行い、その映像を様々な事業活動のPRに有効活用したいと考えています。

(平野部会長)

それでは、皆さん、ご質問やご意見がありましたら、お願いします。

(藤井 様)

席上配布の新聞記事をご覧ください。東京都は17年度、多摩専門の観光案内所を立川に整備するとのこと。増加が続く訪日外国人客は、都区部の繁華街や名所に集中する傾向があるため、多摩方面への誘客を図るためだそうです。

17年度予算に2億6千万円の費用を盛り込み、立川駅周辺にオープンするとのこと。小池都知事は豊洲だけでなく、多摩地域のこともしっかりと考えているようです。東京都は動きだしました。であれば、次は国に訴えるべきだと思います。

す。多摩川は、東京都、神奈川県、山梨県の3件にまたがっていますから、多摩川フォーラム事務局が国に働きかけ、補助金を得たらどうでしょうか。

(平野部会長)

話をもちかけるルートなどがあれば、ぜひお知らせください。ショートカットコースがあればなお有り難いです。他にありますか。

(公益財団法人とうきゅう環境財団 広報・渉外担当 石上 恵 様)

ホームページやFacebookへの情報掲載頻度が足りないような気がして、もったいないと思います。これだけ色々な活動をされているので、もう少し発信力があれば良いと思います。10周年記念誌についてですが、冊子は本当に必要なのかなと思います。冊子をいただいても、何度も見ません。当財団の書庫にも様々な記念誌が眠っています。後世に残すのは紙ではない気がします。デジタル化を図るべきではないでしょうか。

(事務局)

貴重なご意見をいただき、有り難うございます。もちろんデジタル化し、ホームページにも掲載します。確かに冊子は不要とのご意見がある一方で、活字は100年残るとのご意見もございます。

(山崎教育文化副部会長)

文字は文化だと思っています。活字は100年～1,000年残ると思います。ただ、それを見る人が誰もいないのであれば、より多くの人に目にしてもらうものを作るのが大事だと思います。今日の予算案を見ると、削られてはいますが、32頁に減っています。ペラペラになるまで削るのであれば、公的機関にだけ配って、個人に配る必要はないでしょう。ただ、刷数を変えても違いはあまりないと思いますので、もう少し皆で協議する必要があると思います。

(平野部会長)

国から予算をいただくことについて、事務局はいかがですか。

(事務局)

今までも、国から補助金をいただいて事業を行ったものもございますし、日頃から注視しているつもりですが、事務局でも次から次へと事業を運営している中で、全ての補助金を把握できているわけではありません。ここぞという事業の時には、補助金も検討していきたいと思います。

時間が押している中で恐縮ですが、東京市町村自治調査会の永尾様、何かアドバイスがありましたらよろしくお願いいたします。

(公益財団法人 東京市町村自治調査会 総務部長 永尾 昌文 様)

私どもの団体は、現在、羽村市長が会長をしていますが、各市町村の合意で設立された団体です。南西建の方の講話がありましたが、私も東京都なので内情が良くわかります。三宅山の噴火の時に砂防を作ったのもそうです。今日の話も面白かったです。ただ、予算の話になりますと、難しいと思います。民間が自発的に立ち上げている団体の事業に、公的なお金はなかなかつかない状況があります。国のお金を引っ張って来るにしても、事務方は相当大変です。「お金はいらない、俺が出す」と言ってしまうくらい手間がかかって大変なのです。先ほど、クラウドファンディングは諦めたというお話がありましたが、戦争を題材にした「この世界の片隅に」という映画は、クラウドファンディングで資金を集めました。当初はプロが「全然当らないだろう」と言ったにも関わらず、周りの賛同があって寄付金額を達成しました。多摩川は、京王電鉄さんも子どもの頃遊んだと話していらっしやいましたので、何か心に訴えるものはないのかなと考えています。記念誌発行の話もありましたが、予算を見ると、1冊あたり2000円かかっています。見直し後、一冊あたり1620円かかっています。1ページ50円もかかっていますが、紙質が良すぎるのではないですか？既存の補助金を全部当るのもひとつの手だと思います。もしくは、イベントに、各種の補助金が出るような事業を抱き込むという手もあります。例えば、水質調査に車いすの方も参加できるということであれば、障害メニューの補助金が出るかもしれませんので、水質調査の費用を落とすことができます。各事業を見直すと、何かの補助金にあたっている場合もありますし、行政メンバーもいますので、声をかけて探してもらうのも手だと思います。

(平野部会長)

お時間になりました。最後に石河様、何かご意見があればお願いします。

(サンケイリビング新聞社 多摩本部 編集長 石河 様)

皆さんからの様々な意見を伺い、予算については、まだ見直せる部分があるのではないかと思います。クラウドファンディングの件についても、まだまだ検討の余地はあるのではないかと思います。形に残すことも大事ですが、この会を、もっともっと多くの方に広めていくのも大切だと思います。色々なところで、多摩川フォーラムの名前があがって来るように、外で行う活動を主軸にやっていたことが重要だと思います。

(事務局)

クラウドファンディングについて、一言だけ申し上げます。今回は事務局も本気で取り組んでいたのですが、一般の方からフォーラムの事業に対して寄付金をいただくことに限界を感じました。フォーラムの事業なのだから、フォーラムの会員からの寄付や投資があるべきなのではないかと感じました。また、フォーラムの事業ということで、一般の方から寄付金を募る表現の難しさも感じました。

(山崎教育文化副部長)

多摩川流域は480万人です。一人10円で4,800万円です。そうやって考えると、まだまだキャパはあるはずです。会員をもっと増やせば、会費収入が増えますから、今日ご参加いただいている方は一人10人ずつ勧誘して会員を増やしましょう。待っていてもダメだと思います。

(事務局)

有り難うございます。来年度に限っては、会員の皆さんに例年の2倍の会費をお支払いいただきますと、200万円が増額となりますので、ぜひよろしく願いいたします。

6. 総括・閉会（部会長）

(平野部会長)

お時間になりました。渡邊部会長に一言お願いします。

(渡邊部会長)

年度末、大勢の皆さんにお集まりいただき、有り難うございました。また、貴重なご意見をいただき、有り難うございました。来年度は10周年ということで、事務局も仕事が増えて大変だと思いますが、ぜひ皆さんで協力して成功することを期待しています。有り難うございました。

(平野部会長)

それでは平成28年度第2回三部会合同部会を終了します。有り難うございました。

以 上